

## 拡張体験デザイン協会 運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する、拡張体験デザイン協会の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

### (設置)

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)情報・人間工学領域人間社会拡張研究部門に、拡張体験デザイン協会(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 本コンソーシアムは、現実の生活空間とサイバー空間とそれらを融合したサイバーフィジカル社会において、情報・製品・空間・サービスなどによる生活者の体験が安全で効果的であるかという重要な社会課題に対応するために、生活者の安全で快適な体験をデザインする(以下「拡張体験デザイン」という)方法論と、それに基づいて社会実装される体験が生活者の認知行動に及ぼす影響とその価値に関するエビデンスベースの共通評価基準を確立し共有することで、生活空間における Quality of Life の向上と、体験産業における我が国の国際競争力の強化に貢献することを目的とする。この実現のために、拡張体験デザインに関連する情報の共通認識化を図りつつ、拡張体験デザインの方法論と評価基準を、産業界、学界、公的研究機関等の関係者が連携して推進する体制を構築し、必要と認めるときは別途共同研究契約、受託研究契約等を締結し、標準化活動や公表等を通じて拡張体験デザインの方法論と安全で快適な体験を社会に普及していく。

### (事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 会員向けセミナー及び公開シンポジウム等における拡張体験デザインに関する知見、課題及びニーズ並びに関連分野の技術に関する情報交換
- 二 国内外の拡張体験デザインに関する研究、規格及び市場動向に関する情報交換
- 三 会員向けセミナー、公開シンポジウムの開催及びウェブサイトを通じた情報の提供等による拡張体験デザイン及びその設計評価手法の普及のための啓蒙活動
- 四 体験産業におけるコンテンツ、製品、サービス、空間等のデザイン設計評価ロードマップの作成と提案
- 五 産業技術総合研究所で開発したサイバー体験評価プラットフォーム Xperigrapher 等を利用した拡張体験デザインの評価用コンテンツ、評価手法、評価基準及び基準認知行動データの収集とそれらを含む生活体験の共通基盤データベースの開発(ただし本コンソーシアム

では Xperigrapher の配布はしない。各社個別に同ソフトウェアを使用するには別途開示・実施契約が必要となる。）

- 六 本コンソーシアムで開発した共通基盤データベース及びデザイン評価手法による先導的な拡張体験デザイン事例の会員向けセミナー及び公開シンポジウム及びウェブサイトを通じた発信
- 七 産学官連携共同研究プロジェクトの立案
- 八 拡張体験デザインに関連する VR・MR・HCI・HI・サービス工学・バーチャルエコノミーの国際標準化動向の情報交換及び評価手法や評価基準の国際標準化
- 九 その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

#### (会員)

第4条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、次条第1項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 本コンソーシアムに参加して本事業(第3条全号)の推進を図る営利法人または団体(以下「正会員」という。)
- 二 本コンソーシアムに参加して本事業のうち評価の利用と普及に関する事業(第3条一号及び二号)の推進を図る営利法人または団体(以下「准会員」という。)
- 三 本コンソーシアムに参加して本事業(第3条全号)の推進を図る大学または公的研究機関の研究者(以下「学識会員」という。)
- 四 本コンソーシアムに参加して本事業の推進に関連する情報または人または場の提供等により推進に協力する自治体等の公的機関または非営利団体(以下「共感会員」という。)
- 五 一号～四号以外で、第7条第1項第一号に定める会長(以下「会長」という。)が特別に指名し、第10条に規定する総会(以下「総会」という。)で承認された者(以下「特別会員」という。)

#### (会員の入退会等)

第5条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、別に定める入会申込書を、会長あてに提出し、第8条に規定する運営委員会(以下「運営委員会」という。)の承認を得なければならない。

- 2 会員は、届出事項に変更があったときは、速やかに別に定める変更届を会長あてに提出しなければならない。
- 3 退会を希望する会員は、別に定める退会届を会長あてに提出しなければならない。このとき、退会以前に納付した第13条第2項に定める会費(以下「会費」という。)は返還しない。また、会費の未納又は不足がある場合にはこれを完納しなければならない。
- 4 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は当該会員と協議の上、運営委員会の決定を経て、これを除名することができる。
  - 一 相当の理由なくして会費の滞納があるとき。
  - 二 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき。

- 三 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき。
- 四 他の会員の利益や名誉を毀損する行為のあったとき。
- 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においても改善されないとき。

#### (会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 正会員は、本事業(第3条全号)に参加する権利を有する。
- 二 正会員は、総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1会員につき1とする。
- 三 准会員は、本事業(第3条一号及び二号)に1会員につき最大3名まで(中小企業基本法で定められた中小企業の場合は1名まで)参加する権利を有するが、総会に参加することはできない。
- 四 学識会員は、本事業(第3条全号)に参加する権利を有する。
- 五 学識会員は、総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権は、1会員につき0.5とする。
- 六 共感会員は、本事業(第3条一号)に参加する権利を有するが、総会に参加することはできない。
- 七 特別会員の権利は、対象者ごとに運営委員会で審議し、総会での承認を得て決定する。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 正会員及び准会員は、第13条に定める会費を負担するものとする。
- 二 正会員は、第11条に定めるワーキンググループに参加し、または、新しいワーキンググループを設置して参加し、第3条五号の活動を行うものとする。
- 三 会員は、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。
- 四 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程並びに総会及び運営委員会の決定事項を遵守する。

#### (役員)

第7条 本コンソーシアムに、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 本コンソーシアムが設置されている研究ユニットの長、又は、産総研に所属する職員のうち本コンソーシアムが設置されている研究ユニットの長が指名した者とする。
- 二 運営委員若干名 産総研に所属する職員のうち、本コンソーシアムが設置されている研究ユニットの長または会長が指名した者とする。
- 三 運営委員長1名 運営委員のうち、運営委員会で選出され、本コンソーシアムが設置されている研究ユニットの長または会長が承認した者とする。
- 四 運営副委員長1名 運営委員のうち、運営委員会で選出され、運営委員長が承認した者と

する。

- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 運営委員長、運営副委員長及び運営委員は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、運営委員長がその職務を代行する。
- 5 運営委員長が欠けたとき又は事故のあるときは、副運営委員長がその職務を代行する。
- 6 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、運営委員長、運営副委員長及び運営委員から構成され、学識会員を兼務することとする。
- 3 運営委員会は、会長、運営委員長、運営副委員長又は運営委員のいずれかの要求で開催され、委員長は会長が務める。
- 4 会長が運営委員会に出席できないときは、運営委員長がその職務を代行し、運営委員会後に会長の承認を得ることとする。
- 5 運営委員会は、次の各号の業務を行う。
  - 一 会員及び入会希望者の入退会業務
  - 二 本コンソーシアムの事業計画案の策定業務
  - 三 総会へ提出する議案の作成業務
  - 四 本コンソーシアムの出納管理業務
  - 五 運営委員会等の準備、運営に関する業務
  - 六 会員及び関連機関との連絡調整業務のうち個別の会員に関する情報を扱う業務
  - 七 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務のうち個別の会員に関する情報を扱う業務
- 6 運営委員会は、総会に議案を提出する。

#### (事務局)

第9条 本コンソーシアムが設置されている研究ユニットに本コンソーシアムを運営するための事務局を置く。

- 2 事務局は、会長が指名した運営委員長、運営副委員長及び運営委員並びに運営委員長が指名した産業技術総合研究所に所属する職員及び外来研究員等が務める。
- 3 事務局は、運営委員会の業務のうち個別の会員に関する情報を扱わない業務の支援業務を行う。個別の会員に関する情報を扱う業務は、運営委員会が行う。

#### (総会)

第10条 会長は、少なくとも毎年度1回総会を開催する。

- 2 総会の議長は会長が務める。
- 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
  - 一 事業計画及び第13条に規定する運営費に係る収支予算の承認
  - 二 事業報告及び第13条に規定する運営費に係る収支決算の承認
  - 三 特別会員の承認
  - 四 本コンソーシアムの設置期間の延長
  - 五 その他、運営に関する事項
- 4 総会は、議決権を有する正会員の過半数以上と学識会員の4分の1以上の出席をもって成立し、有効議決権の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって議長に委任することにより、議決権を行使することができる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

- 第11条 本事業を効率的に遂行するため、本コンソーシアムにワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの設置を希望する会員は、次の各号に掲げる事項を記入した申請書を会長あてに提出する。
    - 一 ワーキンググループの名称
    - 二 活動内容
    - 三 設置理由
    - 四 参加予定者
  - 3 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決定するものとする。

(会計年度)

- 第12条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、本コンソーシアムの設立初年度は、本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

- 第13条 本コンソーシアムの運営に必要な費用は、会員からの会費をもって充てることができる。
- 2 会費は会計年度毎に次の各号に定める額とする。
    - 一 正会員 30万円(消費税を含む。)
    - 二 准会員 30万円(消費税を含む。)ただし、中小企業基本法で定められた中小企業は10万円(消費税を含む。)
    - 三 学識会員 無料

#### 四 共感会員 無料

#### 五 特別会員 対象者ごとに運営委員会で審議し、総会での承認を得て決定

- 3 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し、総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。
- 4 第11条で定めるワーキンググループにおいて、第3条五号に定める活動やその他の特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し、ワーキンググループの参加企業で議決のうえ、ワーキンググループの参加会員から臨時費を徴収することができる。

#### (予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

- 2 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。
- 3 運営委員会は、当該会計年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとする。

#### (情報の取扱い)

- 第15条 事務局又は会員は、原則秘密情報を開示せず、公開可能な情報にて活動するものとする。事務局又は会員は、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示される情報を、本事業の目的のために、他の会員に開示することができる。
- 2 会員は、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めるものとする。

#### (知的財産権の留保及びその取扱い)

- 第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産(産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの)に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。
- 2 前条第1項により開示された情報に基づいて会員が発明等を為したときは、当該会員は、ただちに運営委員会に通知するものとし、その取り扱いを当該会員と運営委員会による協議により決定する。
  - 3 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等を為した場合の取扱いは、当該秘密保持契約等の定めによるものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第17条 事務局及び会員は、入会により、自ら又は自らの代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと及びこれら

反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、他の当事者がこれに違反したときは、催告その他の手続きを要せずして除名できるものとする。

- 2 事務局及び会員は、前項の規定により除名した場合、違反した当事者に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。違反した当事者は、前項の違反により他の当事者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償しなければならない。

#### (安全保障輸出管理)

第18条 事務局及び会員は、本会則にしたがって他の当事者から提供される、貨物の輸出又は外国における技術の提供若しくは非居住者への技術の提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

- 2 事務局及び会員は、本会則にしたがって他の当事者から提供・支給・貸与等されるいかなる貨物又は技術も核兵器、生物・化学兵器、これらの運搬手段であるミサイル、ロケット、無人航空機等及びそれらの関連資機材(以下、総称して「大量破壊兵器等」という)の開発・製造・使用・貯蔵等の目的に自ら使用せず、また、係る目的に使用されることが判明している場合は直接・間接を問わず輸出又は外国における提供若しくは非居住者への提供を行わない。
- 3 事務局及び会員は、本条の履行において必要な情報等を他の当事者から要求されたときは、当該情報等を書面等により提供する。

#### (解散)

第19条 本コンソーシアムの解散は、総会の決議をもって会長がこれを行うものとする。

#### (会則の改廃等)

第20条 本会則の改廃については、総会の決議を経てこれを行う。

#### (設置期間)

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、2026年3月31日までとする。ただし、総会において事業の継続が決議された場合、新たな期限までの更新または1年ごとに更新するものとし、それ以降も同様とする。

#### (協議)

第22条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会が利害関係者の意見を聴取し、円満にこれを解決するものとする。

#### (その他)

第23条 本会則に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に必要な事項は、運営委員会の決議により別に定める。

附 則

本会則は、2022 年 6 月 1 日から施行する。